

表示の除去が行われた住宅用火災警報器の件について

平成20年3月31日  
日本消防検定協会

日本消防検定協会が鑑定を行った住宅用火災警報器について販売業者が、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）に規定する表示（自動試験機能付及び交換期限の表示）を除去して販売したことがわかりました。

当協会において調査したところ、一の販売業者が平成20年1月下旬から同年2月下旬までの間に光電式住宅用火災警報器（商品型名：YSA-210JP、型式番号：鑑住第18～18号、自動試験機能付）約800個に対し表示の除去を行い愛知県豊川市、豊橋市、安城市、半田市、豊田市等の地域で販売したことが確認されました。

協会は、これを受けて社団法人全国消防機器協会、社団法人日本火災報知機工業会及び社団法人全国消防機器販売業協会に対して、鑑定に合格した消防用機器等の表示が流通過程において変更等されることのないよう適切な管理を依頼いたしました。

なお、表示の除去が行われ販売された光電式住宅用火災警報器については、すべての販売先に対して回収及び交換が行われています。

住宅用火災警報器を使用される皆様へ

住宅用火災警報器には、設置した状態において容易に識別できるよう自動試験機能を有するものには「自動試験機能付」の文字が、自動試験機能を有さないものには交換期限が表示されることとなっています。ご使用の際にご確認ください。

担当者

〒182-0012

東京都調布市深大寺東町 4-35-16

日本消防検定協会

警報設備部

感知設備課 津留、渡辺

TEL 感知設備課

直通 0422-44-7206

E-mail [keiho@jfeii.or.jp](mailto:keiho@jfeii.or.jp)